

令和元年5月14日提出

令和元年5月市議会臨時会議案

木更津市

令和元年5月市議会臨時会議案目録

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第47号	専決処分の承認を求めることについて	財務部	1
議案第48号	令和元年度木更津市一般会計補正予算(第1号)	財務部	別冊
議案第49号	令和元年度木更津市介護保険特別会計補正予算(第1号)	福祉部	別冊
議案第50号	木更津市監査委員の選任について	総務部	7
議案第51号	木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について	財務部	8
議案第52号	木更津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部	11

議案第47号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月14日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の施行に伴い、木更津市税条例（昭和36年木更津市条例第44号）の一部を改正する必要性が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、同条例の一部を改正する条例を平成31年3月29日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

専決第7号 木更津市税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

平成31年3月29日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

専決第7号

木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年3月29日専決処分

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第28号

木更津市税条例の一部を改正する条例

木更津市税条例（昭和36年木更津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第8条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「

附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第8条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第11条の2第3項の表以外の部分中「第4号」を「第5号」に改め、同項の表第1項中表以外の部分の項中「第4号」を「第5号」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第14条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第14条中第5項を第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
------	--------	--------

	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第14条中第6項を第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第14条中第7項を第4項とする。

附則第14条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の木更津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第22条の規定の適用については、同条中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「、第48項若しくは第49項」とする。

(木更津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 木更津市税条例等の一部を改正する条例（平成31年木更津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、木更津市税条例附則第13条の2の次に6条を加える改正規定（同条例附則第13条の8第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第14条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

議案第50号

木更津市監査委員の選任について

木更津市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	三 上 和 俊	

令和元年5月14日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市監査委員（議員選任）滝口敏夫氏の任期満了に伴い、後任の委員を選任しようとするものである。

議案第51号

木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年5月14日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市税条例の一部を改正する条例

木更津市税条例（昭和36年木更津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第34条の6第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第4条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第5条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第6条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第7条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第7条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第9条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第9条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）、第10条の2、第11条（見出しを含む。）及び第11条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第13条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第14条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第15条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第16条の6中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第17条の前の見出し及び同条から第17条の6までの規定、第18条（見出しを含む。）、第19条並びに第19条の2中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。ただし、附則第4条、第5条の3の2、第6条、第9条から第11条まで、第11条の3、第13条、14条、第15条の2、第16条の6から第18条まで、第19条及び第19条の2の改正規定並びに附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の木更津市税条例（以下「新条例」という。）第34条の6並びに附則第5条の4及び第7条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の6第1項及び附則第7条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第7条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）

	送付	送付又は木更津市税条例の一部を改正する条例（令和元年木更津市条例第 号）附則第 2 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の木更津市税条例附則第 7 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付
--	----	--

3 新条例附則第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（木更津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 木更津市税条例等の一部を改正する条例（平成 31 年木更津市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、木更津市税条例附則第 14 条第 1 項の改正規定中「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）及び元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 52 号

木更津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5 月 14 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市介護保険条例の一部を改正する条例

木更津市介護保険条例（平成 12 年木更津市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項第 6 号ア中「第 38 条第 4 項」を「第 22 条の 2 第 2 項」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「28, 100 円」を「23, 200 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23, 200 円」とあるのは、「39, 500 円」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「23, 200 円」とあるのは、「47, 400 円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の木更津市介護保険条例第 4 条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 118 号）等の施行に伴い低所得者に係る令和元年度及び令和 2 年度の第 1 号被保険者の保険料率を減額するため、並びに元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。